議会運営委員会理事会記録

令和3年9月10日(金)

杉並区議会

目 次

決算特別委員会につい	17
$\mathcal{N}_{\mathcal{H}}$ $\mathcal{N}_{\mathcal{H}}$ $\mathcal{N}_{\mathcal{H}}$	_

審査方法・日程・質疑持ち時間及び会派別質疑持ち時間表(案)について	3
基本構想に関する特別委員会について	
審査方法・日程及び質疑持ち時間について	5
議会紙資料の削減について	6
その他	8

議会運営委員会理事会記録

日時	令和3年9月10日(金) 午後3時45分~午後4時04分	
場 所 第3・4委員会室		
出席理事	理 事 大 泉 やすまさ 理 事 井 口 かづ子	
(8名)	理事島田敏光理事山田耕平	
	理事奥山たえこ理事太田哲二	
	理 事 新 城 せつこ 理 事 岩 田 いくま	
欠席理事 (なし)		
理事以外の	議 長 大和田 伸 副議長 山本 ひろ子	
出席議員		
出席理事者		
事務局職員	事務局長 渡辺幸一 事務局次長 内藤友行	
	庶務係長 久保井悦代 議事係長 蓑輪悦男	
	担当書記 出口克己	



大泉理事 ただいまより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《決算特別委員会について》

審査方法・日程・質疑持ち時間及び会派別質疑持ち時間表(案)について

大泉理事 初めに、決算特別委員会の審査方法・日程・質疑持ち時間及び会派別質疑持ち時間表(案)についてです。

この件については、議会運営委員会において一旦案を承認いただいておりますが、国による緊急事態宣言が9月30日まで延長することが決定しており、この先、決算特別委員会の期間中にかけても厳しい状況が続くかと予想されます。

この間、決算特別委員会の審査方法について、理事の皆様とも意見交換をさせていた だきましたが、これまで実施してきた対策に加えて何かできることはないか、一案とし て事務局に審査方法の変更案の作成をお願いしました。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 それでは、資料1を御覧ください。令和3年決算特別委員会の審査方法 について(変更案)でございます。

変更箇所は太字の部分です。1の審査期間については変更はございません。

2の審査区分ですが、これまで款ごとに4ブロックに区分していたものを5ブロックにし、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する歳入・歳出」を設ける変更案でございます。新たに設ける第2ブロックでは、保健所長を含む医療系の理事者の負担軽減のため、拘束時間を短縮することを趣旨として2日間に限定し、新型コロナウイルスに関する審議を集中して行うことを予定しております。そのため、欄外の※印に、当該理事者は第2ブロック以外には出席を要しないものと記載してございますが、新型コロナウイルス以外の当該理事者の所管に関する質疑、例えば子宮頸がんなどにつきましては、第2ブロックで行うことは可能と考えてございます。

次の3、審査順序、その次の4、審査時間については、変更はございません。

裏面を御覧ください。5の質疑持ち時間でございますが、これまで第2から第4ブロックの持ち時間は6分としておりましたが、このうち1分×3ブロック分、1人当たり3分の時間を新型コロナウイルス関連の質疑時間として割り振りをし直し、新たに設置する第2ブロックに割り当てています。

変更後の会派別質疑持ち時間は、(4)の表のとおりでございます。

2枚目の資料を御覧ください。決算特別委員会日程(変更案)です。審査区分に新型

コロナウイルス関連の審査区分を設けている点が変更点です。その他については変更は ございません。

3枚目の資料を御覧ください。各会派別質疑持ち時間表(変更案)です。先ほどの説明内容を踏まえまして、10月1日金曜午後の途中から第2ブロックに入り、10月4日月曜午後の途中まで新型コロナウイルス関連の審査区分を設けております。この内容で御協議いただきたいと存じます。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

岩田理事 こうしたブロック分け自体に異議はないんですけれども、新第2ブロックができるので、それぞれの審査区分ごとでどの質問ができるか、そこはちょっと意識合わせをしておいたほうがいいのかなと思いまして。

今御説明があったとおり、医療系の3管理職の所管に関することは少なくとも第2ブロックでやってほしいと、それはコロナに限らずということかと思うんですけれども、第2ブロックでできることが、要は3課以外のコロナ関連の問題も、ここでやることは可能ということでいいのかということと、この3課、医療系の管理職が関わらないコロナ関連のもの、区民生活部に係るものだったり、保健福祉部でも医療系の課と関係のないものもあるかと思いますけれども、そういったものは第2ブロックでやってもいいし、もともとの款のところでやってもいいということなのか、その辺だけ、各会派、意識が合っていたほうがいいと思いましたので。

太田理事 同じような話なんだけど、本当に具体的な話で、コロナに関連して経済がどう のこうのということが発生して、コロナ絡みの区内経済のああでもないこうでもないと いうのは、一体どこでやるんだろうと。

議会事務局次長 今2点いただきましたけれども、原則的には、医療系の管理職がいる所管については第2ブロックでやっていきたい。当然、関連する質問とかも出てきますので、それについては、メインがコロナであったとしても、それぞれの、4、6款とか、さっき太田理事が言ったのは1、3款ですか、そういうところに当てはめていただいて、そういう形のものをイメージしているんですけれども、ここは皆さんの御協議の中で、それも含めてやるということであれば、もう少し幅広く取った形ではできるかなと思いますけれども、それは御協議ということでお願いしたいと思います。

島田理事 要するに保健所に負担をかけないように、この2日間だけ決特に出席して、あ とは課長なり何なりはいないよと。だから、それが分かった上で質問するのならば別に 通常の款でもいいよと、こういうことですよね。コロナ以外でも、この款でやらなきゃ いけない、この人たちがいないとできない質問はここでやる、こういうことでいいです ね。

議会事務局次長 そのとおりでございます。

大泉理事 大体今そういったことで御意見いただきしましたけれども、共通理解ということでよろしいでしょうか。

これは各会派の質問に立たれる議員の方にも同じく共有していただきますように、各理事の方にお願いしたいと思うんですけれども、今島田理事からもありましたように、基本的に、保健所の負担軽減という趣旨で、そういった答弁が必要と思われるものをここに集中していただきながらも、関連のあるものをここで御質問いただいて、例えばほかの所管がいなくてその場ではちょっと答弁が出ないというような場合は、それぞれの本来の款のところでまた改めて質問していただくとか、その辺りは、今回の試みが初めてという中で、全てがきちっといくかどうかというのはあれですけれども、とにかく趣旨が保健所の負担軽減というところで皆さん御理解いただければ、その辺りは柔軟に捉えていければいいのかなというふうに考えておりますので、そういったところで進めるということでよろしいでしょうか。——それでは、改めまして、審査方法・日程・質疑持ち時間及び会派別質疑持ち表(案)については、案のとおりとするということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

大泉理事 それでは、そのように決定いたします。この件については、この後開催の議会 運営委員会に諮ることといたします。

《基本構想に関する特別委員会について》

審査方法・日程及び質疑持ち時間について

大泉理事 次に、基本構想に関する特別委員会の審査方法・日程及び質疑持ち時間について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2を御覧ください。8月31日の議会運営委員会理事会におきまして、理事から、前回10年前よりも会派の数が減っており、2日目の意見開陳の時間も短縮されるが、コロナ禍の状況であるため、密にならないような時間割などを考えるべきじゃないかとの意見が出されております。

それで、事務局でも検討してみましたが、質疑は委員会室で行う、また意見開陳については議場で行うというような、場所が異なっていることとか、計算すると休憩時間の区切りもちょっと悪いということで、別案は難しいと考えまして、当初案を改めて配付したところですので、改めて、この内容でよいか御協議いただきたいと存じます。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。 ――それでは、資料のとおり当 初案で議会運営委員会に諮ることでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

大泉理事 それでは、この件については、基本構想の議案が提出された後に、議会運営委員会に諮ることといたします。

《議会紙資料の削減について》

大泉理事 次に、議会紙資料の削減について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料3を御覧ください。資料につきましては、前回の会議のものと同じでございますが、9月1日の議会運営委員会におきまして、各特別委員会活動経過報告書の廃止につきまして、委員から、特別委員会の活動経過については、質疑する機会がなくなるのではないかとの御質問が出されました。

そこで、まず事務局において再度、過去の質疑の例などを調べたところ、質疑された 事例は確認ができませんでした。御質問の質疑の機会として考えられることとしては、 例えば特別委員会での所管の報告や委員長の運営方法などに対して質疑があれば、当該 委員会の場で、委員または委員外議員としての発言ができる。また、特別委員会のあり 方や見直しにつきましては、質疑をしたいのであれば、例年行われております委員会開 催時の理事会の場や議会運営委員会で、理事や委員、または委員外の立場としても発言 ができるということで考えておりまして、改めてこの件については御協議いただきたい と存じます。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

奥山理事 意見を申し上げたのは私たちの会派なんですけれども、つまり、今回は報告を全く作らないということになると、特別委員会というのはそもそも目的があって設置されており、その目的が終わったら終了するという考え方になっているわけです。そういったことの進捗状況を見たり、もう要らないんじゃないのという発言をする、そういう場がなくなるんじゃないのという意味だったんです。

今、事務局次長から御説明いただいたことで、分かるといえば分かるんだけれども、 当たりますかね、それで。例えば毎年動議があって、特別委員会を設置するわけですけ れども、そのときに、じゃ、ほかの人も動議と言って、こんな特別委員会は要らないよ という、そこが一番いいのかもしれないけれども、それはなかなか現実的に難しいし、 それからあと、議運とかに委員外議員として出て、いや、要らないよと発言するのは難 しいんじゃないかと思うんですね。 ついては、本当に形式的ではあっても、やっぱり報告をしたということ自体が重要なんじゃないか。それ自体もなくなるのは、やっぱり設置の趣旨と違うだろうと思うので、 形式的で箇条書きでもいいので、報告しましたと、紙も配らなくていいですというふう に私たちとしては思っておりますが、御検討いただけないでしょうか。

議会事務局次長 先ほど委員おっしゃったように、当該特別委員会が目的が終われば終了するというのは当然のことですので、その中間報告という形で会議規則には載っております。もしその報告を求めるということであれば、中間報告を求めるということで、本会議での中間報告を求める議決をして報告を受けるということが原則上ございますので、今までは、それを、大きな意味合いでは慣例的に行われたといいますか、そういう議決もなく毎回毎回、4回ほど、特別委員会のそういう報告をさせていただいた。

他区をちょっと調べたんですけれども、本会議で全く報告していないというのが11区 ございまして、また本会議で報告しているという区も、4年に1回、いわゆる改選時期 に1回やっているというのが1区、2年に1回が1区、1年に1回が6区、杉並区を含 めて年4回やっているのは4区しかないというような現況もございましたので、このよ うな状況の中で、改めて御協議いただければなと思ってございます。

大泉理事 特別委員会の活動状況というのは、既にLINE WORKS等で情報が共有できる状況 にあるということがまず前提として、その上で紙資料の廃止をする。それに伴って、じゃ本当にこの報告書が活用されているのかどうかということの中で、言ってみれば二重の資料になるというようなところ、要約版というような話なんでしょうか、そういったところから廃止してはいかがかというようなところが発端だと思うんですけれども、今事務局のほうから説明ありましたとおり、そういった趣旨で、あとは、ここの理事会の場で皆さんに御協議いただいた上で判断をというような状況だと思うんですけれども、いかがでしょうか、ほかの理事の方。

新城理事 整理していただきたいんですけれども、なかなかまとまらなくて。

そもそも紙をなくすことが目的なのか、あるいはちゃんと報告としてまとめることを やめるのか、そこが何か一致しているようで一致してないので、そこをまずはっきりさ せていただきたい。

それで、もし報告が必要ということであれば、その報告の中身を電子媒体に載せればいいだけの話なので、それでは駄目なんですかね。それが駄目ということですか。やっぱり必要だという意見がある以上、まとめはする、これまでもやってきたし、当然紙をなくせばいいだけの話なので、そういう方向なのかと、今私は若干思っていましたが、それをまとめていただいてよろしいですか。

大泉理事 今新城理事に御発言いただきましたけれども、もともとはペーパーレスというところになります。ペーパーレスの考え方というのは紙資料の削減ということと、あとはペーパーを作る作業時間、こういったことも節約していくという中で、必要な資料については作成するのが当たり前といいますか、それは当然の考え方なんですけれども、整理をさせていただくと、今回ペーパーレスの対象とするものにどういったものがあるのか、こういったものを抽出する中で、まず電子データでいいんじゃないかということで始まったものの中に、そもそも作成自体も活用されているのかどうかということの中で、作成自体も削減できるのかという考え方がここに乗っかってきたというところなんですね。ですので、その中で、当然、議員が必要だというものについては継続をする。ただ、それを紙にするのか電子だけにするのかという議論になると思うんですけれども、ここだけが、そもそもの作成をどうするかというところが加わってしまったので、ちょっと入り混じったような話になったかと思うんですけれども、ほかに提案があったものの中では、単純に紙を電子データのみにするという話。今回のこれだけが電子データにするという前提なんですけれども、そもそも要らないのであれば、作ること自体もやめてしまってはどうかという提案になったということになります。

そういった考え方になった理由というのは、特別委員会の報告資料であるとかそういったものはSideBooksに格納されていて、その資料も含めて見ることができる状況であるというようなところから、そういった提案が事務局のほうからあったということでございます。

ただ、いずれにしても、紙資料の削減というのは4定を目指して行っていくということになりますので、それまでまだ時間もあるということでもありますので、本当にこれは電子データで残すということ、もしくはもう必要ないんじゃないかということ、この意見を協議する時間は十分にまだあるというふうなところで、これは引き続き協議という扱いでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、この件についてはそのようにいたします。

《その他》

大泉理事 次に、その他について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 先日9月1日の議会運営委員会におきまして委員から御発言がございました、前日の8月31日に開催されました区議会危機管理連絡協議会における理事者の答 弁につきまして、改めて報告するということになっておりました新型コロナウイルスの 自宅療養者の死亡に関する報道についての事実関係につきましては、9月6日に全議員にLINE WORKSをしてございますので、ここでお伝えしたいと思います。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。――それでは、ただいまの説明 のとおりLINE WORKSで配付されているということですので、よろしくお願いいたします。 日程は以上となります。

ほかに何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

大泉理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 4時04分 閉会)